

## 新潟県農業近代化資金審査基準

昭和 63 年 3 月 28 日付け農経第 2051 号  
新潟県農林水産部長通知制定  
改正平成 7 年 1 月 10 日付け経普第 440 号  
改正平成 14 年 4 月 1 日付け経普第 9 号  
改正平成 14 年 8 月 28 日付け経普第 280 号  
改正平成 15 年 5 月 13 日付け経普第 131 号  
改正平成 15 年 11 月 4 日付け経普第 460 号  
改正平成 16 年 4 月 1 日付け経普第 3 号  
改正平成 17 年 3 月 16 日付け経普第 619 号  
改正平成 17 年 4 月 1 日付け経普第 198 号  
改正平成 20 年 1 月 29 日付け経普第 388 号  
改正平成 31 年 4 月 11 日付け経普第 43 号

### 第 1 目的

農業近代化資金の利子補給審査に当たり、制度運用の適正化及び能率化を期するため、審査の基準を次のとおり定める。

### 第 2 審査の共通基準

#### 1 借入申込期

事業実施時期に見合った時期に借入申込みが行われていること。

#### 2 借入申込者

(1) 新潟県農業近代化資金融通措置要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け経普第 131 号農林水産部長通知。以下「措置要綱」という。）第 2 の 1 に規定する貸付対象者の範囲になっていること。

なお、生産組織（任意団体）における「農業を営む者（協業経営組織）」と「農業を営まない者（共同利用組織）」との区分は次のとおりとする。

##### ア 農業を営む者（協業経営）

畜産、果樹、稲作等少なくとも一独立部門の農業経営の全生産工程を協業組織で、かつ、その組織自体として農業経営を行っているもの。

（個人施設扱いの貸付利率となる。）

##### イ 農業を営まない者（共同利用組織）

農機具の共同利用等で生産工程の一部を行うための組織であって、その組織自体としては農業経営を行っていないもの。

（共同利用施設扱いの貸付利率となる。）

(2) 連帯借入（連帯債務）の場合は 3 戸以内とし、借入できる資金は農機具等取得資金（2 号資金）に限ることとする。

#### 3 事業計画

##### (1) 事業内容

ア 事業内容が当該地域の農業振興施策に適合していること。

イ 造成施設等の種類が借入申込者の全体の生産計画、経営計画等に適合したものであり、かつ、その規模が過大なものとなっていないこと。

なお、共同利用施設については、その種類、規模及び設置場所等からみて、効率的運用が可能となっていること。

ウ 事業内容により、共同化することが一層の経営の合理化につながると認められるものは、その旨を指導すること。

エ 各種補助事業の受益地等においては、当該補助事業と融資計画との整合性を検討し、その調整を図ること。

(2) 事業対象の施設等

措置要綱第2の3に規定する資金使途の範囲内となっていること。

(3) 事業費

ア 地域の実情に適合した適正な額となっていること。

イ 公租、公課、各種保険の掛金、自家用材費及び自家労賃が含まれていないこと。

ウ 旧債務の償還への充当（対象事業費を本資金以外の借入金等で支払い、当該借入金等の償還には本資金を充当すること。）は、本資金の目的外使用となるので、融資対象とならないこと。

(4) 各種の育成資金に係る承認は、単年度ごとの必要経費の額を単位として行うこと。

(5) 融資下限額及び融資額の単位

融資下限額は原則として1借入申込み当たり30万円（ただし、災害関係の融資は20万円）とし、融資額は万単位とすること。

(6) 借入希望時期

借入希望時期は、事業費の支払計画を考慮のうえ資金を真に必要とする時期とし、原則として、貸付後1か月以上の資金滞留が発生しないようにすること。

(7) 事業の着工時期

事業の着工時期は、承認日以降となっていること。

ただし、承認日前に着工することが、真にやむを得ないと認められる場合は、県が借入申込書を受理した日以後（ただし、前記の受理日から承認予定日までがおおむね3か月以内のものに限る。）の着工は認める取扱いとする。

また、大規模施設の整備等において工期が長期間に渡るために承認申請の3か月以上前に事業を着工せざるを得ない場合についても同様の取扱いとする。

なお、承認前事業着工を希望する者からは、借入申込書の提出と同時に、別紙の「農業近代化資金承認前事業着工理由書」を提出させるものとする。

(8) 償還期限及び据置期間

償還期限及び据置期間は、措置要綱第2の5に規定する期限及び期間の範囲内となっていること。

なお、規定されている期限及び期間は最長のものであるので、対象施設等の耐用年数及び借入申込者の償還能力等を勘案して、適正な年数とすること。

(9) その他

きのこ栽培に係る資金の借入申込書を受理した場合、その記載事項について、技術・経営指導上の観点から所管する地域振興局若しくは支局（以下「地域振興局等」という。）の林業普及指導担当部課の意見を求め、審査を行うこと。

#### 4 資金計画

適正な自己調達（貯金、剰余金等）及び合理的な外部調達（補助金及び長期低利な借入金等）がなされており、借入金については、農業経営の合理的な運営の中から無理なく償還できる必要最小限度のものとなっていること。

#### 5 貸付限度額の知事特認

（法施行令第3条第1項第2号に規定する知事の承認基準）

農業を営む個人が、本資金合計額で1,800万円を超え2億円までの範囲内の融資を受けようとする場合は、その者の農業経営の規模（規模拡大の場合は、目標規模でよい。）、農業経営への意欲及び合理的経営の中での事業の緊急性等を総合的に勘案して承認するものとする。

なお、農業経営の規模について、「知事が特に必要と認めるもの」とはおおむね次に掲げる規模のとおりとする。

- (1) 水田経営にあつては、その経営する水田面積が4ha以上であること。
- (2) しめじ、えのき、なめこ経営にあつては、伏込み栽培ビン（800cc）数が年間20万本以上であること。
- (3) しいたけ経営にあつては、年間ほだ木造成本数が10,000本以上であること。
- (4) まいたけ経営にあつては、年間伏込み数が41袋では3万袋以上、栽培ビン（800cc）では12万本以上であること。
- (5) 酪農経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。
- (6) 肉用牛経営にあつては、その常時飼養する頭数が15頭以上であること。
- (7) 養豚経営（肥育）にあつては、その常時飼養する頭数が120頭以上であること。
- (8) 養豚経営（繁殖）にあつては、その常時飼養する頭数が40頭以上であること。
- (9) 養鶏経営（採卵）にあつては、その常時飼養する羽数が成鶏3,000羽以上であること。
- (10) 養鶏経営（採肉）にあつては、その常時飼養する羽数が5,000羽以上であること。
- (11) 果樹園経営にあつては、その経営する樹園地の面積が1ヘクタール以上であること。
- (12) 施設園芸経営にあつては、その経営する施設園芸の施設の実面積が10アール以上であること。

#### 6 他の法令通達等による融資の規制

他の法令通達等による融資の規制されているものについては、その定めるところによること。

[例]

- (1) 「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年11月1日付け14農振第1452号農林振興局長通知）別紙1「都市計画と農林漁業との調整措置」の第3章の第3
- (2) 「農業振興地域整備の推進について」（平成14年11月1日付け14農振第1179号農林事務次官通知）
- (3) 「水田農業経営確立対策実施要綱」（平成12年4月1日付け12農産第1932号農林水産事務次官通知）の別紙3の第4及び別紙4
- (4) 各種の生産調整関係通知

### 第3 審査の資金種類別基準

#### 1 建構築物資金

(1) 融資対象施設に必要な敷地の取得は、必要最小限のものであって、当該施設の建設工事と同時並行的に行われるものに限り融資対象となること。

敷地の取得費は、その他の建設工事費を上回らないこと。

(2) 本体の施設が本来の機能を発揮するために不可欠な附帯施設（例えば、電気施設、用排水施設、上下水道、従業員宿舎、事務所（もっぱら融資対象施設の運営のための事務の処理に使用されるもの）及び車庫等）も融資対象とする。

また、附帯施設のみに対する融資についても融資対象とすることができる。

(3) 「復旧」とは従前の能力に復するための修理等をいい、「改良」とは、施設の生産力あるいは能力の向上を伴う改築等をいうものであること。

(4) 中古施設の取得も融資対象となるが、残存耐用年数等を勘案の上、農業経営の近代化につながるかどうかを検討すること。

(5) 畜産関係施設については、家畜排せつ物処理法等の関係法令を遵守し、公害防止に配慮されていること。

(6) パイプハウスは、耐用年数5年以上のものを融資対象とすること。

なお、いわゆるトンネルは、融資対象外とすること。

(7) 融資対象施設、たとえば農舎に住宅等の対象外施設を併設する場合においては、借入者の経営等の実情からそれが合理的かつ有効的であると認められるときは、対象施設部分に要する経費に限り事業費として取り扱うことができる。

#### 2 農機具等資金

(1) 農業機械の選定においては、「制度資金における主要農業機械導入審査指標」の取扱いの変更について」（平成31年4月11日付け経普第44号新潟県農林水産部長通知）により、適正能力のものが導入されるよう留意すること。

この場合、受益面積について、自己所有地のほか賃借地及び農作業受託地を含めて良いが、単純に機械能力に見合った受益面積を確保するための農作業受託地拡大計画は避けること。

(2) 付属機械のみに対する融資は原則としてできないが、高価（1件約50万円以上）なものに限り融資対象とすることができる。

(3) 中古農機具等の取得も融資対象となるが、知事認定整備工場で整備されたものかどうか確認して、残存耐用年数等を勘案の上、農業経営の近代化につながるかどうかを検討すること。

(4) 運搬用機具の範囲は、利用計画等によりもっぱら農業経営の用に供されることが確実と認められる農用自動車及び牛乳輸送車等その用途が農業と密接に関連した事業に利用される運搬車とすること。

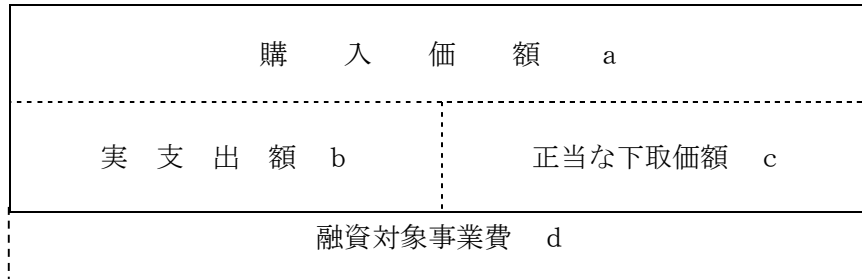
なお、自転車及びオート二輪車は融資対象外とすること。

(5) 農機具等の下取りの取扱いについては、次のとおりとする。

ア 新たに農機具等を取得する農業者が、既に所有している農機具等を下取りする場合において、下取価額が当該下取りに係る農機具等の正当な価額に相当すると認められる場合にあっては、下取価額を融資対象事業費に含めることができるものとする。

ただし、下取価額の全額を自己資金に充当するものとする。

(説明図)



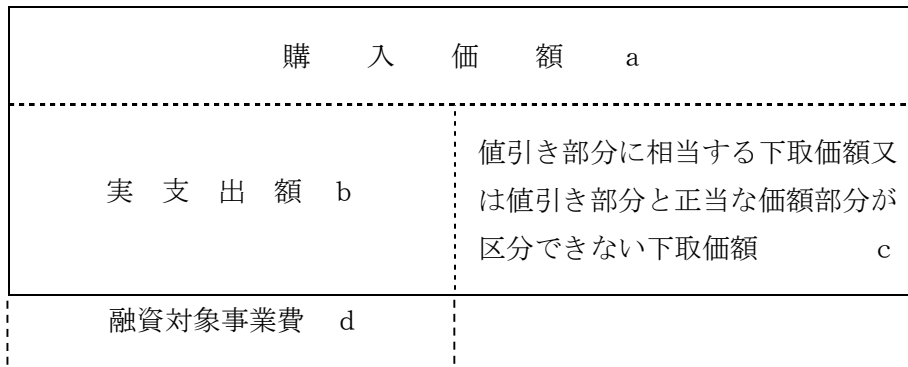
$$d = b + c$$

$$\text{融資限度額} = d \times 80\% \text{ (融資率)}$$

ただし、融資限度額  $\leq$  b

イ 農機具等を下取りする場合において、下取りに係る正当な価額とは無関係に値引きが行われていると認められる場合には、下取価額のうち値引きに係る部分（値引部分と正当な価額部分が区分できない場合にあっては、下取価額）を融資対象事業費に含めないものとする。

(説明図)



$$d = b$$

$$\text{融資限度額} = d \times 80\% \text{ (融資率)}$$

(6) 「復旧」とは従前の能力に復するための修理等をいい、「改良」とは、機械の生産力あるいは能力の向上を伴う改造等をいうものであること。

### 3 果樹等植栽育成資金

育成に要する資金の貸付申込みにあつては、育成期間中の各年ごとの所要経費及び貸付希望額を明らかにさせようえ、単年度ごとに貸し付ける方法をとること。

なお、必要な育成期間、育成経費等については、実情に応じ適正に判断すること。

### 4 家畜購入育成資金

(1) 育成資金の貸付方法等については、第3の3と同様とする。

(2) 肥育牛、肥育豚及び鶏の購入又は肥育牛の育成資金

当該資金の借受者は、次のいずれかの地域内において畜産経営を行う農業者（肥育牛の購入又は育成に要する資金については、肥育牛を飼養する農業者に対して飼養管理を預託する

農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「預託実施農業協同組合等」という。）及び肥育牛を飼養する農業振興公益法人（以下「農業振興公益法人」という。）を含む。）とする。

ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により指定された農業振興地域（同法第 4 条第 1 項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域を含む。以下同じ。）

イ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条の過疎地域

ウ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された振興山村の地域

エ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 4 第 1 項の規定による協議に係る市町村計画が作成された市町村の区域

① 預託実施農業協同組合等とは次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 肥育牛の所有権、処分権等権利義務関係を明確にした預託契約を締結していること。

(イ) 預託契約において設定された金利が農業近代化資金の農協等に対する貸付金利と同水準以下に設定されていること。

② 農業振興公益法人については、当該法人が次の要件を全て満たすものとする。

(ア) 肥育牛の飼養が当該法人の主たる業務に付随して行われるものであること。

(イ) 当該法人のある地域において肥育経営が極めて少なく、その行う肥育牛の飼養が地域の畜産経営と競合しないこと。

(ウ) 肥育牛の購入は、当該法人のある地域からの購入に限ること。

(3) 特用家畜の購入資金

当該資金の借受者は(2)のア～ウのいずれかの地域内の農業者に限るものとする。

5 小土地改良資金

当該資金の借入申込書を受理した場合、次の(ア)と(イ)の場合を除き、土地改良施策上の観点から所管する地域振興局等の土地改良担当課に意見を求め、審査を行うこと。

(ア) 現況田以外の農用地及び農用地以外の土地に係る開田、桑園改良造成、牧野改良（障害物除去、起土、整地、土壌改良、用排水路、牧道、牧草播種等）

(イ) 土壌改良（農用地の種類を問わない。）

(1) 本資金と建構築物造成資金の中の排水施設、かん水施設との区分は、用排水路のように土地に密着してその一部分となっているもの、又は固定的配管施設であってそれを取りはずして移動することが極めて困難であるものは、土地改良事業として取り扱うこと。

(2) 本資金の対象となる事業規模（以下「事業規模」という。）の適用は、2 か年以上にわたる事業にあつては、その総事業費（通算した事業費）について適用すること。

(3) 数人が共同で施行する土地改良事業についての事業規模の適用は、次のとおりとする。

ア 工事の施行が個々に区分できるもので、借入申込みが個々に行われた場合は、各借入申込者ごとに適用する。

イ 工事の施行が個々に区分できないものは、共同体そのものが借入申込者となり、当該共同体について適用する。

ウ この事業のために必要な未墾地の購入費は、当該事業と関連するものは、事業費に含めることができるものとする。この場合、未墾地の購入費が当該事業の大部分を占めるとき

は、この限りでない。

## 6 農村環境整備資金

- (1) 農村環境整備資金の貸付対象者は、法第2条第1項第2号から第4号に掲げる者に限ること。
- (2) 敷地の取得及び附帯施設の取扱いは、第3の1の(1)及び(2)と同様とすること。

## 7 大臣特認資金

### (1) 特定の農家住宅資金

ア 該当要件の「公害防止のために移転するとき」とは、当該農業経営の移転と併せて農家住宅の移転も行う場合であること。

イ 該当要件の「土地改良法に規定する事業の実施に伴い移転するとき」の場合の融資対象事業費は、所要資金から強制移転の補償金のうち農家住宅に対応する額を控除した額とすること。

ウ 該当要件の「農業後継者が婚姻のため住宅を取得するとき」の融資対象は、他の家族と同居する場合には、後継者に係る占有部分に限ること。

(融資対象事業費の算出方法)

$$\text{取得住宅の総事業費} \times \frac{\text{後継者に係る占有部分の面積}}{\text{取得住宅の総延面積}}$$

### (2) 内水面養殖施設資金

貸付対象者は、稲作転換（水田転用）により内水面養殖事業を行う者に限ること。

別紙

農業近代化資金承認前事業着工理由書

年 月 日

(知事、地域振興局長) 様

(借入申込者) 住 所  
氏 名

農業近代化資金の借入れを希望していますが、承認前に事業の着工をしたいので下記条件を了承の上、提出します。

資 金 種 類		事 業 内 容	
事 業 費	千円	借 入 希 望 額	千円
事業着工予定日	年 月 日	事業完工予定日	年 月 日
承認前に事業の着工を必要とする理由 (具体的に記入のこと)			

記

- 1 審査の結果、不承認となっても異議がないこと。
- 2 審査の結果、借入申込金額及びその他の融資条件が変更されても異議がないこと。
- 3 農業近代化資金の利子補給承認まで代金の支払いをしないこと。(代金の支払いは、近代化資金の貸付実行後)



(写)

経 普 第 44 号

平成 31 年 4 月 11 日

市町村長 様  
融資機関の長 様  
日本政策金融公庫新潟支店長 様  
新潟県信用農業協同組合連合会  
代表理事理事長 様  
地域振興局農林水産（農業）振興部長 様

新潟県農林水産部長

「制度資金における主要農業機械導入審査指標」の取扱いの変更について（通知）

このことについて、「制度資金における主要農業機械導入審査指標」の取扱いの変更について（通知）」（平成 24 年 1 月 24 日付け経普第 759 号）により、農業機械の導入及び利用の適正化を図ってきたところですが、「農業機械の適正導入に係る指針の策定について（通知）」（平成 31 年 3 月 12 日付け農園第 1017 号の 2）に伴い、下記のとおり取扱いを変更することにしたので通知します。

記

- 1 本審査指標設定の目的  
農業機械の導入時における利用規模の下限面積を設定することにより、過剰投資を抑制し、適正導入を図るもの。
- 2 制度資金における主要農業機械導入審査指標  
別紙のとおり
- 3 審査指標利用上の留意事項
  - (1) 対象資金は次のとおり。
    - ア 農業近代化資金
    - イ 日本政策金融公庫資金
  - (2) この指標は、導入時において参考とすべき利用規模の下限面積を設定したもので、「農業機械の適正導入に係る指針」における目安の 70%としており、目標年次には、「農業機械の適正導入に係る指針」の利用規模の下限面積を超えることが、確実と見込まれること。  
ただし、導入時における利用規模の下限面積を確保していない場合であっても、借入希望者の農業経営等の実情を勘案しつつ、当該機械の導入に係る経営部門の経営規模、経営全体での労働配分を含めた作業効率等、当該機械の導入に伴う利用の効率性を総合的に判断し、生産性の向上と生産コストの縮減を図ることによって農業経営の改善に資するかどうかを踏まえて判断するものであること。  
この場合の具体的な判断基準は、営業利益（個人の場合は農業所得）が農業機械の導入後に耐用年数期間内で増加することが見込まれるものであることとする。

- (3) 審査指標における「地域区分」は次のとおりとし、気象観測を実施している市町村役場等の累年平年消雪日により適用するものとする。  
なお、適用地域を旧市町村単位等に区分して差し支えない。
- ア 少雪地域  
消雪日が3月31日までの地域
  - イ 多雪地域  
消雪日が4月20日までの地域
- (4) 審査は原則としてこの指標に基づいて行うものとするが、ほ場条件等により、この指標を適用することが困難と認められる場合は、個別に能力計算を行い審査するものとする。  
なお、この場合、導入農業機械の能力算出根拠を記載した書面を申請書に添付すること。
- (5) この審査指標に定められた以外の農業機械については、「農業機械の適正導入に係る指針」に基づいて審査するものとする。

主要農業機械導入審査指標

機種	種別	区分	地域	利用規模の 下限面積 (ha)
トラクタ	10PS級 (5~14)	桑畑	全域	1.4
	20PS級 (15~24)	田	少雪地域	4.2
			多雪地域	3.5
		普通畑	全域	3.5
		果樹園	全域	3.5
		桑畑	少雪地域	3.5
			多雪地域	2.8
	30PS級 (25~34)	田	少雪地域	6.3
			多雪地域	4.2
		普通畑	全域	4.2
		桑畑	全域	3.5
	40~50PS級 (35~54)	田	少雪地域	9.1
			多雪地域	6.3
		普通畑	全域	5.6
60~80PS級 (55~84)	田	少雪地域	11.9	
		多雪地域	8.4	
	普通畑	全域	8.4	
乗用 田植機	4~5条	田	少雪地域	4.2
			多雪地域	3.5
	6~7条		少雪地域	7.0
			多雪地域	6.3
	8条		少雪地域	9.1
			多雪地域	8.4
	10条		少雪地域	11.2
			多雪地域	9.8
歩行型 田植機	4条	田	少雪地域	2.1
			多雪地域	2.1
	6条		少雪地域	4.2
			多雪地域	2.8

機種	種別	区分	地域	利用規模の 下限面積 (ha)
コンバイン	自脱型、刃幅 0.8m以上1.2m未満	水稻	全 域	4.9
		麦		2.8
	自脱型、刃幅 1.2m以上1.6m未満	水稻		8.4
		麦		4.2
	自脱型、刃幅 1.6m以上	水稻		10.5
		麦		5.6
	普通型、刃幅 0.8m以上2.5m未満	水稻		9.1
		麦		14.0
		大豆(専用機)		9.1(4.2)
		そば(専用機)		10.5(4.2)
	普通型、刃幅 2.5m以上	水稻		17.5
		麦		21.0
大豆		13.3		
そば		16.1		
水田用乗用型多目的作業機 植付条数 6条以上 薬液吐出し量 30ℓ/分以上 有効散布幅 5m以上		田	全 域	7.0
乗用管理機 有効散布幅 10m以上				10.5
水田用除草機				5.6
無人ヘリコプター				28.0
動力噴霧機	搭載式	畑	全 域	3.5
	薬液吐出し量300ℓ/分以上 550ℓ/分未満、有効散布幅15m級以上、ブームノズル又は到達距離の短いけい畔散布ノズル	田		7.0
		普通畑・桑畑		4.9
	薬液吐出し量550ℓ/分以上 1000ℓ/分未満、有効散布幅15m級以上、ブームノズル又はけい畔散布ノズル	田		13.3
		田		19.6
	薬液吐出し量2000ℓ/分以上、有効散布幅15m級以上、ブームノズル	田		25.9
動力散粉機	自走式	果樹園	全 域	2.1
	搭載式 吐出し量5～8kg/分	田		12.6

機種	種別	区分	地域	利用規模の 下限面積 (ha)
スピード ディスプレイ	薬液吐出し量 20ℓ/分以上 50ℓ/分未満	果樹園	全 域	2.1
	薬液吐出し量 50ℓ/分以上 70ℓ/分未満			4.2
	薬液吐出し量 70ℓ/分以上 100ℓ/分未満			6.3
	薬液吐出し量 100ℓ/分以上			8.4
ハー ベ ス タ ー	フォーレージハーベスター 刃幅1.0m以上1.2m未満 直装式又は半直装式		少雪地域	5.6
	フォーレージハーベスター 刃幅1.2m以上1.5m未満 けん引式、直装式又は半直装式			8.4
	ビーンハーベスター 刈取条数1条		全 域	2.1
ロール ベアラ	10PS級	田・飼料畑	全 域	2.1
	20PS級			2.8
ビーンスレッシャ		田(転換畑)	全 域	2.1
大 豆 選別機	1段ベルト	田(転換畑)	全 域	2.8
	2～3段ベルト			7.7
トレンチャー	8PS以上・歩行型	転換畑 普通畑 樹園地・桑畑	全 域	2.1
	15PS以上・搭載型			4.2
バックホー		果樹園	全 域	3.5
草刈機	自走式	果樹園	全 域	2.1
ニンジン収穫機		畑	全 域	4.2
えだまめ収穫機(脱莢部付き)		畑	全 域	2.1
条桑刈取機	バインダー型	桑畑	全 域	2.1
	T-Z型			2.8
	H型、C型			4.2
ブロードキャスター (スノーモービル用)		畑	全 域	49.0
		桑畑	全 域	42.0

※関連機械施設条件

格納庫

所要面積は、農業機械の全長、全幅をもとに機械の間隔を考慮して算出するものとし、格納農業機械の投影面積のおおむね2倍以内の広さを目安とする。